

歯科材料 09 歯科用研削材料

一般医療機器 歯科用研磨器材（JMDN 70907000）

# グレースパウダー

## 【形状・構造及び原理等】

### <概要>

水でペースト状に溶くだけで補綴物等の研磨に用いる。

### <形状>

粉末

成分：99.9%以上アルミナ

### <仕様>

平均粒度：40～50 ミクロン

### <原理>

水でペースト状に溶くだけで、レジン床、金属床、クラウンブリッジがレースブラシで艶出し研磨が行える。

## 【使用目的又は効果】

補綴物等の研磨に用いる。

## 【使用方法等】

- (1) 水でペースト状に溶かします。
- (2) レジン床の場合、少し長めの硬毛ブラシ又は軟毛ブラシか布バフをご使用下さい。
- (3) 金属床の場合、少し短めの硬毛ブラシをご使用下さい。

## 【使用上の注意】

- (1) 本材は、歯科技工物の研磨以外の用途で使用しないで下さい。
- (2) フェルトホイール等は本材専用とし、他の研磨剤と併用しないで下さい。
- (3) 本材を用いて研磨作業の際には、粉塵、飛散による人体への影響を避けるために、保護メガネ、局所吸塵装置、公的機関が認可した防塵マスク等を使用して下さい。
- (4) 本材を使用する際には、適切な換気（1時間当たり数回の換気）がなされている場所で使用して下さい。
- (5) 本材が目に入らないように注意して下さい。万一目に入った場合には直ちに大量の流水で洗浄した後、眼科医の診断を受けて下さい。
- (6) 本材の使用前、使用中に不具合が生じた場合は、使用を中止して下さい。
- (7) 本材は、歯科医療有資格者以外は使用しないで下さい。
- (8) 本材に対して発疹、湿疹、発赤、潰瘍、腫脹、かゆみ、しびれ等の過敏症状のある術者は、手袋などを用いて直接本材に触れないようにして下さい。
- (9) 本材に対して発疹、湿疹、発赤、潰瘍、腫脹、かゆみ、しびれ等の過敏症状があらわれた場合には、使用を中止し、医師の相談を受けて下さい。

## 【保管方法及び有効期間等】

- (1) 本品は歯科の従事者以外がふれないように適切に保管管理して下さい。

## 【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：株式会社東永

電話番号：052-763-1120